

# 中国において専利権を受けることができる客体とできない客体



金 成哲  
弁理士  
機械意匠部 部長

北京銀龍知識産権代理有限公司

北京銀龍知識産権代理有限公司は 1998 年に専利局の認可を受けて設立された代理機構である。筆者の金部長は、2008 年～2011 年、日本の特許事務所に入社して、日本国内出願、中間処理等の業務を経験した。2011 年に中国に帰国し、北京銀龍に入社し、現在、特許関連の無効審判および侵害訴訟を担当している。

## ●概要

中国専利法の第 2 条、第 5 条および第 25 条には、専利権（日本の特許権、実用新案権、意匠権に対応する権利を含む）の付与対象である客体について規定されている。専利法第 2 条では、専利権を受けることができる客体について概括的に規定されており、専利法第 5 条、第 25 条では、専利権を受けることができない客体が列挙されている。また、第 20 条には「専利権を付与しない」場合が規定されている。本稿では、上記条文について解説する。

## ●詳細及び留意点

### 中国専利法第 2 条

「発明とは、製品、方法またはその改善に対して行われる新たな技術方案（技術的解決手段）を指す。

実用新案とは、製品の形状、構造またはその結合に対して行われ、実用に適した新たな技術方案を指す。

意匠とは、製品の形状、図案またはその結合および色彩と形状、図案の結合に対して行われ、優れた外観を備え、かつ工業への応用に適した新たな設計を指す。」

また、「専利審査指南」の第 1 部分第 2 章 6.3、第 2 部分第 1 章 2.には、技術方案とは、解決しようとする技術的課題に対して採用された自然法則を利用した技術的手段の集合であることが規定されている。

## 中国専利法第 5 条

「法律と公序良俗に違反したり、公共利益を妨害したりする発明創造に対しては、専利権を付与しない。

法律と行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得し、または利用し、当該遺伝資源に依存して完成したりした発明創造に対しては、特許権を付与しない。」

「専利審査指南」の第 1 部分第 1 章 7.2、第 2 部分第 1 章 3.の規定によれば、発明創造が法律に違反する場合、専利権を付与することができない。例えば、ギャンブル装置、機械または道具、麻薬吸飲器具、国家貨幣などを偽造する装置などがあげられる。

「公序良俗」とは、公衆があまねく正当なものと認めて受け入れるような論理・道徳観および行動基準を指す。

「公共利益を妨害する」とは、発明創造の実施または使用により公衆あるいは社会に危害をもたらすか、もしくは国と社会の正常的な秩序に影響を与えることを指す。

## 中国専利法第 25 条

「以下に掲げる各号には専利権を付与しない。

- (1) 科学上の発見
- (2) 知的活動の規則および方法
- (3) 疾病の診断および治療方法
- (4) 動物と植物の品種
- (5) 核変換法を用いて取得した物質

(6) 平面印刷物の図案、色彩または両者の組み合わせによって作成され、主に表示を機能とする設計

上記第(4)号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき専利権を付与することができる。」

「専利審査指南」の第1部分第1章7.4、第2部分第1章4.では、以下のとおり規定されている。

#### (1) 「科学上の発見」

科学上の発見とは、自然界の中で客観的に存在する物質、現象、変化過程およびその特徴と法則に対する揭示をいう。科学理論は自然界に対する認識の総括で、より広義的な発見である。いずれも人間の認識の延伸である。これら認識された物質、現象、過程、特性と法則は客観世界を改造する技術方案と違い、専利法上の発明創造ではないため、専利権を付与することができない。

#### (2) 「知的活動の規則および方法」

知的活動とは、人間の思考活動を指し、人間の思考から生まれ、推理、分析と判断を経て抽象的な結果を生むか、もしくは人の思考活動を媒介として、間接的に自然に作用して結果が生じる活動をいう。知的活動の法則と方法は人の思考、表現、判断と記憶を指導する法則と方法である。技術的手段または自然法則を使用せず、技術的課題を解決せず、技術的効果も生じないため、技術方案にならない。これは専利法2条2項の規定に合わないだけでなく、専利法25条1項(2)号に規定される状況にも該当する。そのため、人を指導してこれらの活動を行わせる法則と方法に専利権を付与することができない。

コンピュータプログラムそのものも、知的活動の関係法則と方法だけに関わるものとして保護されない。

#### (3) 「疾病の診断および治療方法」

疾病の診断と治療方法とは生きている人体または動物体を直接の実施対象とし、病因や病巣を識別、確定または除去する過程をいう。人道主義への配慮および社会倫理上の理由により、医師は診断と治療過程において、各種の方法と条件を自由に選択できなければならない。また、このような方法は直接に生きている人体や動物体を実施対象としており、産業上では利用できないものであり、専利法上の発明創造に該当しない。ゆえに、疾病の診断と治療方法は専利権が付与されてはならない。

#### (4) 「動物と植物の品種」

動物と植物は生きている物体である。動物と植物の品種は専利権が付与されてはならない。

#### (5) 「核変換方法を用いて取得した物質」

核変換方法を用いて取得した物質は、主に加速器、反応炉とその他の核反応装置により生産、製造した各種の放射性同位体をいう。これらの同位元素には、専利権を付与することができない。

#### (6) 「平面印刷物の図案、色彩または両者の組み合わせによって作成され、主に表示を機能とする設計」

意匠に係る製品が平面印刷物に属し、該当製品の図案、色彩または両者の組み合わせによって作成され、当該意匠が主に表示を機能とする場合には、専利権を付与することができない。

### コンピュータプログラムに関連する発明について

前述のように、コンピュータプログラムそのものは、専利法第 25 条違反として専利権が付与されないが、コンピュータプログラムに関連する発明については、「専利審査指南」の第 2 部分第 9 章に規定が設けられている。

具体的には、次のように規定されている。

「コンピュータプログラムに係わる発明の専利出願の解決案において、コンピュータプログラムを実行する目的が技術課題を解決するためであり、コンピュータプログラムを実行することにより、外部または内部の対象に対する制御または処理が、自然法則に準拠した技術手段であるとともに、自然法則に合致した技術効果が得られた場合には、専利法第 2 条第 2 項における技術案に該当し、専利保護客体に該当する。」

「コンピュータプログラムに係わる発明の専利出願の解決案において、コンピュータプログラムを実行する目的が技術課題を解決するためではなく、あるいはコンピュータプログラムを実行することにより、外部または内部の対象に対する制御または処理が、自然法則を利用した技術手段ではなく、あるいは得られたものも自然法則に合致した技術効果ではない場合には、専利法第 2 条第 2 項における技術案に該当せず、専利保護客体に該当しない。」

なお、改正された「専利審査指南」（施行日：2017 年 4 月 1 日）によれば、プログラムが格納されている記録媒体は、専利権を受けることができる客体である。

前述の中国専利法第 25 条の(2)で述べたように、専利法 2 条 2 項の規定に合わないだけでなく、専利法 25 条 1 項(2)号に規定される状況にも該当するというケースがあるが、コンピュータプログラムに関連する方案がそのケースに該当することがある。このようなケースの場合、専利法 2 条 2 項と専利法 25 条 1 項(2)号のどちらが適用されるかは、中国専利局の運用に応じて変動しているというのが実情である。

### **中国専利法第 20 条**

「中国の部門または個人が国内で完成した発明または実用新案について、外国で専利を出願する場合、いかなる部門または個人も、まず国務院専利行政部門による秘密保持審査を受けなければならない。秘密保持の手順および期限等は国務院の規定に準拠する。

(……省略……)

本条第 1 項の規定に違反して外国で専利を出願した発明または実用新案について、中国で専利を出願した場合は専利権を付与しない。」

「中国専利法実施細則」の規定によれば、技術方案の実質的な内容が中国国内で完成された特許または実用新案は、外国で専利を出願する場合、国務院専利行政部門による秘密保持審査を受けなければならない。

### ●ソース

中華人民共和国専利法

中華人民共和国専利法実施細則

中華人民共和国専利審査指南

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)